

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第7号  
令和7年6月2日

参議院議員の任期の満了に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会

委員長 大本 和 則

- 1 登録の移替えをしない期間  
令和7年6月5日から参議院議員通常選挙の期日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、参議院議員通常選挙の期日の翌日から行う。